

## 身だしなみ基準 H30, 11, 27

職員の皆様のアンケート回答結果をもとに接遇委員会で身だしなみ基準を設定いたしました。  
基本的には多数の意見を採用させていただいております。

### ①髪の色について

基本的に基準は設けないこととする→ 個々の常識の範囲内で自己判断とする  
ただ、明るすぎる金髪、原色の赤等奇抜な色はNG

### ②髪型について

肩につく長さの場合は後ろでまとめ、前・横に髪がこないように配慮する  
髪留めに関しては、危険にならないものであれば個人の自由とする  
業務に入る前に髪型は整えておく。

### ③アクセサリーについて

小ぶりのピアス、結婚指輪であれば着用可とする  
ネックレス、ブレスレットの着用は禁止とする  
→介護に従事する上で利用者様にケガをさせてしまう危険性があり、衛生面に関しても好ましくないと  
思われるため。  
(ただし、腕時計の着用に関しては、仕事の関係上なくてはならない場合もある為、必要に応じて着用を  
認めることとする)

### ④インナーに関して

柄物等派手なものでなければよい  
基本的には無地の寒色系

### ⑤制汗スプレーについて

清潔感及び清涼感に配慮したものを選び、他者を不快にさせないようにする

### ⑥カーデガンの着用に関して

柄物等派手なものでなければよい  
基本的には無地の寒色系  
ベストは避ける

⑦名札の着用に関して

利用者様及び外部訪問の皆様にはわかりやすいように名札の着用を徹底する。

名札はポッシュェットにつけるのではなく、首からぶら下げるようにする。

※邪魔な場合はポロシャツのポケットを活用する。

⑧ポロシャツのボタンに関して

ボタンのついたポロシャツを着用する場合は第二ボタンまでしっかりとするようにする。

⑨勤務中のタオルの使用に関して

風呂介助時を除き、首にタオルを巻くことは禁止する。汗を拭くときはハンカチ等をポケットに入れておき、対応する。

⑩ズボンの裾上げはお風呂介助以外しないようにする。